様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2024年　　12月　　5日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　きゅうしゅうでんりょく  一般事業主の氏名又は名称 　九州電力株式会社  （ふりがな）　いけべ　かずひろ  （法人の場合）代表者の氏名 池辺　和弘  住所　〒810-8720　福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号  法人番号　4290001007004  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「九電グループ経営ビジョン2030」 | | 公表日 | 2019年　6月　7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社HPにて公表  「九電グループ経営ビジョン2030」 P1,4,13～15  <https://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0398/7813/qz95fxvr.pdf>  ※上記URLが無効な場合は、下記URLのページ内「九電グループ経営ビジョン2030」を参照。  <https://www.kyuden.co.jp/company_information_vision.html> | | 記載内容抜粋 | ■企業経営の方向性  ＜抜粋＞「九電グループ経営ビジョン2030」P1  　昨今の経営環境は、2016年の電力小売り全面自由化、2017年4月のガス小売り全面自由化が開始されたことに加え、2020年4月には送配電部門の分社化（法的分離）が予定されているなど、大きな転換期にあります。  　（中略）  一方で、IoTやAIなどの技術の進展は、業務の効率化だけでなく、これまでにないビジネスモデルや価値の創造（デジタルトランスフォーメーション）につながるものであり、お客さま・社会へ新たな価値をお届けできるものと考えております。  こうした中、九州が保有するポテンシャルを活かした地域・社会の持続的発展に向けて、九電グループがどういった貢献ができるかを示し、地域とともに発展・成長していくという私たちの姿勢を発信するため、「九電グループ経営ビジョン2030」を策定いたしました。  ■情報技術活用の方向性  ＜抜粋＞「九電グループ経営ビジョン2030」P13～15  【戦略Ⅱ：持続可能なコミュニティの共創】  　地域・社会の課題解決に向けて、挑戦者としてあらゆることに取り組むという姿勢の下、九電グループの強みを活かせる「ICTサービス」「都市開発・まちづくり」「インフラサービス」を中心に取り組みます。  　（中略）  　取組みにあたっては、デジタルトランスフォーメーションを進めるとともに、他企業とのアライアンスを積極的に推進することで、外部の知見を取り入れ、新たな価値を創造します。  【戦略Ⅲ：経営基盤の強化】  　風通しの良い組織・風土づくり、日常業務の改善・改革、デジタルトランスフォーメーションなどにより、創造的で付加価値の高い業務を行い、それぞれのライフスタイルにあった働き方で、やりがいを持って活き活きと働くことができる職場を追求します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の承認を経て公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「九電グループ DXロードマップ（基本計画）」  「九電グループ　統合報告書 2024」  「スマートメーターを活用した不動産会社向けサービス「Q-ie（ｲｴ）まもり」の開発及び明和不動産管理への提供について　－不動産管理会社の高齢者の入居受け入れを支援－」 | | 公表日 | 「九電グループ DXロードマップ（基本計画）」  　2022年11月9日  「九電グループ　統合報告書 2024」  　2024年9月25日  「スマートメーターを活用した不動産会社向けサービス「Q-ie（ｲｴ）まもり」の開発及び明和不動産管理への提供について　－不動産管理会社の高齢者の入居受け入れを支援－」  　2022年9月7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社HPにて公表  「九電グループ DXロードマップ（基本計画）」P3  <https://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0582/0618/N4pJRaqS.pdf>  ※上記URLが無効な場合は、下記URLのページ内「九電グループ DXロードマップ」を参照。  <https://www.kyuden.co.jp/company_dx.html>  「九電グループ　統合報告書 2024」P84 <https://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0572/3624/integratedreport2024.pdf>  ※上記URLが無効な場合は、下記URLのページ内「全文」を参照。  <https://www.kyuden.co.jp/ir_library_integratedreport2024.html>  「スマートメーターを活用した不動産会社向けサービス「Q-ie（ｲｴ）まもり」の開発及び明和不動産管理への提供について　－不動産管理会社の高齢者の入居受け入れを支援－」  <https://www.kyuden.co.jp/press_h220907-1.html> | | 記載内容抜粋 | ■＜抜粋＞「九電グループ DXロードマップ（基本計画）」P3  経営ビジョン2030の戦略へ貢献するDXテーマ分類を設定。業務主管部門と連携し、DXテーマ分類に対応した施策を策定・実行する。  施策としては以下の通りである。  １　設備現場の変革 ２　お客様接点の変革 ３　計画・管理業務の変革 ４　九電グループのシナジー創出 ５　新規ビジネスの創出 ６　共通業務の変革、生産性向上 ７　ニューノーマルの働き方 ８　データを活用した経営的戦略  上記の施策に沿った、具体的な取り組みとしては、以下が挙げられる。  ＜抜粋＞「九電グループ　統合報告書 2024」P84  ・「組織内及び横断的なデータ活用」を実現、定着させるための取組み  セルフBI（可視化や簡易分析）、高度分析（予測や最適化）を推進するとともに、従業員一人ひとりが組織内及び横断的なデータ活用ができるようにその体制を強化していきます。  ・スマートメーターを活用した不動産会社向けサービス「Q-ie（ｲｴ）まもり」の開発及び明和不動産管理への提供  スマートメーターで計量された30分単位の使用電力量データと独自の解析技術を活用し、賃貸物件に一人でお住まいのかたの活動状況に変化があった場合に、入居者の親類等にお知らせする不動産会社向けのサービス | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 「九電グループ DXロードマップ（基本計画）」  取締役会で承認を受けた「九電グループ経営ビジョン2030」の方針に基づき作成・公表  「九電グループ　統合報告書 2024」  取締役会の承認を経て公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「九電グループ DXロードマップ（基本計画）」P9  <https://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0582/0618/N4pJRaqS.pdf>  ※上記URLが無効な場合は、下記URLのページ内「九電グループ DXロードマップ」を参照。  <https://www.kyuden.co.jp/company_dx.html>  「九電グループ　統合報告書 2024」P84  <https://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0572/3624/integratedreport2024.pdf>  ※上記URLが無効な場合は、下記URLのページ内「全文」を参照。  <https://www.kyuden.co.jp/ir_library_integratedreport2024.html> | | 記載内容抜粋 | ■DXを推進するための体制・仕組み  ＜抜粋＞「九電グループ DXロードマップ（基本計画）」P9  ・デジタルやデータを起点とした業務の抜本的改革や新たなビジネスの展開を加速させるために最高DX責任者をトップとするDX推進本部を設置  ・情報通信本部、業務主管部門と連携して施策を検討・取りまとめ、IT推進委員会を経て経営層へ報告し着実に実行  ■人材の育成・確保  ＜抜粋＞「九電グループ　統合報告書 2024」P84  ・2023年度は、データ分析・可視化、レポート作成など、実践的な演習型研修である「DX専門人材研修」と、全社員向けに基礎知識・スキル習得を目的とした「DXフォロワー研修」を実施しました。  2024年度も、「DX専門人材研修」、「DXフォロワー研修」を継続し、DXに自主的に取り組む人材を更に育成していきます。（2024年度のDX専門人材教育累計受講者数目標：300名程度）  また、経営層には、若手社員をメンターとする「逆メンター」制度を導入しています。若手社員とのコミュニケーションを通じて、最新のテクノロジーや多様な世代の考え方・行動様式などの新しい知識や視点を積極的に取り入れるとともに、フラットな組織風土を醸成していきます。さらに、DXに関する知識やスキルを可視化する目的で、スキルアセスメントを取り入れ、研修効果の測定や社内に潜在する人材発掘につなげ、今後の人材戦略においても活用します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「九電グループ DXロードマップ（基本計画）」P7  <https://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0582/0618/N4pJRaqS.pdf>  ※上記URLが無効な場合は、下記URLのページ内「九電グループ DXロードマップ」を参照。  <https://www.kyuden.co.jp/company_dx.html> | | 記載内容抜粋 | ■ICT基盤の構造改革  ＜抜粋＞「九電グループ DXロードマップ（基本計画）」P7  先進のデジタル技術や多様なデータを活用したDXに向けて、レガシーシステム刷新やシステム構成の見直し等を行い、拡張性に富み運用・維持コストが低廉なICT基盤（業務改革及びイノベーションのインフラ）を実現  具体的な内容としては、ICT基盤のグランドデザイン（あるべき姿）を基に、8つのテーマを設定し、テーマごとに、ICT基盤の構造改革としての施策を定めている |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「九電グループ　統合報告書 2024」 | | 公表日 | 2024年 9月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「九電グループ　統合報告書 2024」P69  <https://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0572/3624/integratedreport2024.pdf>  ※上記URLが無効な場合は、下記URLのページ内「全文」を参照。  <https://www.kyuden.co.jp/ir_library_integratedreport2024.html> | | 記載内容抜粋 | ＜抜粋＞「九電グループ　統合報告書 2024」P69  ■中期目標  ・DXフォロワー研修：全社員受講〔2025年度〕  ・DX専門人材の育成：400名程度〔2025年度〕  ・DXによる利益創出効果：400億円程度〔2030年度までの累計〕 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 経営概況説明会（2024年11月12日） | | 発信方法 | リンク先資料に基づき、社長がDXの推進状況や今後の計画について説明を実施  <https://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0579/7904/x8y2iumd.pdf>  ※上記URLが無効な場合は、下記URLのページ内「経営概況説明会」を参照。  <https://www.kyuden.co.jp/ir_library_presentations.html> | | 発信内容 | ＜抜粋＞「経営概況説明会　説明資料」P16～17  DXで目指す姿を示したDXビジョンと基本計画であるDXロードマップを策定。業務の抜本的改革による収益性及び生産性向上を目指すとともに「企業変革」を追及  （中略）  DXの実効性向上のため、高度な知見を有する「DX専門人材」の育成及び全社員のスキル底上げに注力するとともに、デジタル技術を活用した新規事業の創出も実施 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　10月 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施し課題を把握するとともに、得られたフィードバックをもとに対応を検討。  ※IPA公開のDX推進指標自己診断入力結果サイトを活用 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年　2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 経済産業省の定める「サイバーセキュリティ経営ガイドラインVer3.0」に基づく「情報セキュリティ基本方針（ポリシー）」を策定し、社外公表している。  情報セキュリティに関する法令等の遵守に努め、最高情報責任者及び情報セキュリティ総括責任者を中心に「サイバーセキュリティ推進委員会」を設置し、全社の情報セキュリティ管理状況等を把握、情報セキュリティに係る方針や取組みの方向性、全社のセキュリティマネジメントシステムに関する重要な事項を協議している。  また、全社及び情報システムを主管する部門ごとにセキュリティマネジメントシステムを推進し、継続的にＰＤＣＡサイクルを回すとともに、セキュリティガバナンス体制を構築している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。